

福岡県公報

平成18年2月1日
第2490号

目次

告示(第212号-第224号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出 (漁政課) 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 2
- 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更 (地方課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (治山課) 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (治山課) 4
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 5
- 保安林予定森林の所在場所等 (治山課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5

公告

- 競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) 6
- 一般競争入札の実施 (学事課) 7
- 一般競争入札の実施 (学事課) 10

教育委員会

- 博物館登録事項の変更 (教育庁生涯学習課) 12

公安委員会

- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施 (警察本部生活安全総務課) 12

雑報

- 福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんの結果 (高速道路対策室) 13
- 一般競争入札の実施 (高速道路対策室) 13

正誤

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知(平成17年12月福岡県告示第2422号)中正誤 15

告示

福岡県告示第212号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成18年2月1日から同年2月15日までの間縦覧に供する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 発起人の住所及び氏名 | | 加入区 | 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|-----------------|------|-----|--------------------------|
| 住所 | 氏名 | | |
| 糸島郡志摩町大字芥屋874-3 | 吉村次男 | 芥屋 | 糸島漁業協同組合 |
| 糸島郡志摩町大字芥屋3479 | 丸田陽一 | | |
| 糸島郡志摩町大字芥屋324 | 柴田善史 | | |

福岡県告示第213号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州地域振興協会

(2) 代表者の氏名

水口 敬司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市大和町三丁目24番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、九州を中心とした地域住民や団体、企業に対し、地域振興・地域間交流支援や次世代育成支援、芸術・文化公演などの事業を行い、輝く地域と力強い人的資源を形成することによって、生き活きとした次世代社会を実現することを目的とする。

福岡県告示第214号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わかば

(2) 代表者の氏名

池松 正剛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区寺塚一丁目4番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、幼少の子供を持つ家族、その他子育ての支援を必要とする人々に対して、地域に根ざした親子のコミュニケーションづくり、幼少の子供を持つ家族の交流に関する事業を行い、幼児の健全なる育成と、幼少の子供を持つ家族が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第215号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人若泳会

(2) 代表者の氏名

天野 恒徳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区大字蟹住856番地33（市営住宅4棟302号）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子供を中心に広く一般の人達に対して、水泳教室の開催、健康指導、日常生活の支援に関する事業を行い、スポーツの振興を図る活動、子供の健全育

成を図る活動、並びに保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第216号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条の規定によりなお効力を有することとされる同法第9条の2第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成17年10月11日付けで許可したので、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第5項の規定により公表する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成13年2月14日福岡県告示第245号大川都市計画道路事業3・3・10号堤上野線及び3・5・13号小保線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成13年2月14日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成13年2月14日福岡県告示第245号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成13年2月14日福岡県告示第245号の事業地に同じ

福岡県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------|-------|------------|-------|--------------------------------------|-------------------|--------------|
| 直方 | 県道 | 北九州線 小竹 | 前 | 直方市大字上頓野3264番先から 同市大字頓野4番先まで | 1.0 ～ 1.0 | 5,608.0 |
| | | | 後 | 同上 | 1.0 ～ 1.0 | 5,608.0 |
| | | | 後 | 直方市大字永満寺1962番1先から 同市大字永満寺995番2先まで | 10.2 ～ 27.5 | 2,580.0 |
| 直方 | 県道 | 直方橋線 | 前 | 直方市大字上頓野984番5先から 同市大字上頓野3174番先まで | 9.0 ～ 17.5 | 1,180.0 |
| | | | 後 | 同上 | 7.6 ～ 17.5 | 1,180.0 |

福岡県告示第219号

平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 森林計画区 | 保安林の種類 | 単位区域 | 同一の単位とされる区域 | 皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール) |
|-----------|-----------|------------|------------------------|-----------------------|
| 筑後・矢部川 | 水源かん養保安林 | 矢部川 | 筑後・矢部川森林計画区 | 835.50 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 280.10 |
| 〃 | 水源かん養保安林 | 筑後川 | 〃 | 961.87 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 363.05 |
| 〃 | 干害防備保安林 | うきは市 | うきは市 | 0.24 |
| 福岡 | 水源かん養保安林 | 福岡 | 福岡森林計画区 | 1314.17 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 312.11 |
| 〃 | 干害防備保安林 | 筑紫野 | 筑紫野市 | 1.80 |
| 遠賀川 | 水源かん養保安林 | 遠賀川 | 遠賀川森林計画区 | 1609.31 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 132.97 |
| 〃 | 干害防備保安林 | 嘉穂 | 嘉穂町 | 0.08 |
| 〃 | 〃 | 若宮 | 若宮町 | — |
| 〃 | 〃 | 穂波 | 穂波町 | 0.36 |
| 〃 | 水源かん養保安林 | 北九州 | 遠賀川森林計画区 | 504.93 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 128.89 |
| 〃 | 水源かん養保安林 | 今川 | 〃 | 1036.56 |
| 〃 | 土砂流出防備保安林 | 〃 | 〃 | 345.52 |
| 福岡、筑後・矢部川 | 保健保安林 | 福岡、筑後川、矢部川 | 筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区 | 297.59 |
| 遠賀川 | 〃 | 北九州、遠賀川、今川 | 遠賀川森林計画区 | 476.75 |

福岡県告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年10月6日福岡県告示第1512号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成13年7月4日福岡県告示第1129号飯塚都市計画道路事業3・5・15号新飯塚花瀬線（駅前広場）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成13年7月4日から平成19年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成13年7月4日福岡県告示第1129号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成13年7月4日福岡県告示第1129号の事業地に同じ

福岡県告示第222号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡赤村大字赤字畑見野1863（次の図に示す部分に限る。）、字菅ノヲヲ1864

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|-----------|--|
| 久留米 | 蜷川線 草野 | 久留米市大橋町合楽1081番1先から 同市大橋町合楽1390番1先まで |

福岡県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|--------------|-------|---|-------------------|---------------|
| 田 川 | 県 道 | 田 川 直 方 線 | 前 | 田川市大字夏吉3065番3先 から 同市大字夏吉3975番5先ま で | 17.5 ～ 43.0 | 450.3 |
| | | | 後 | 同上 | 17.5 ～ 28.5 | 450.3 |

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

医療・理化学機器（1）～（2）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又

は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告所の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の受付期間

この公告の日から平成18年3月3日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

福岡県立大学看護学部医療・理化学機器（1） 50点

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約日から平成18年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

田川市大字伊田4395番地

福岡県立大学

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書

に必要事項を記入の上、(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年3月13日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|---------|------|
| 05 | 05 | 医療機器 | A、AA |
| 05 | 04 | 理化学精密機器 | |

競争入札参加資格の審査は2年毎に行っているが、同一業者でも9月以前と10月以降では格付けが変わることがあるので注意を要すること。

(2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に相当数納品できると認められる者

(3) 当該物品の納品後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、平成18年3月13日までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければな

らない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立大学会計課

〒825-8585 田川市大字伊田4395番地

電話番号 0947-42-2118

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年2月1日（水）から平成18年3月13日（月）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び提出方法

(1) 日時

平成18年3月13日（月）午後1時30分

(2) 場所

田川市大字伊田4395番地

福岡県立大学 講堂管理棟大講義室

(3) 提出方法

直接(1)の日時に持参すること。

10 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに9の(2)の場所において行う。

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をしたものは、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(5) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 落札決定した者は契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続きの停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府特定調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Medical, physics and chemistry machines and tools (1) 50 items

(2) Delivery period : Untill 31 March 2006 from a day of contract

(3) Delivery place : Fukuoka Prefectural University

(4) Time limit for tender : 1 : 30 PM, 13 March 2006

(5) Contact point for the Notice : General Affairs Center Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen Hakataku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.

Tel : 092-643-3092

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

福岡県立大学看護学部医療・理化学機器 (2) 16点

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約日から平成18年3月31日(金)まで

(4) 納入場所

田川市大字伊田4395番地

福岡県立大学

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年4月福岡県告示第719号)」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成18年3月13日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|---------|------|
| 05 | 05 | 医療機器 | A、AA |
| 05 | 04 | 理化学精密機器 | |

競争入札参加資格の審査は2年毎に行っているが、同一業者でも9月以前と10月以降では格付けが変わることがあるので注意を要すること。

(2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に相当数納品できると認められる者

(3) 当該物品の納品後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、平成18年3月13日までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間

- 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県立大学会計課
〒825-8585 田川市大字伊田4395番地
電話番号 0947-42-2118
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
(1) 期間等
平成18年2月1日(水)から平成18年3月13日(月)までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで
(2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び提出方法
(1) 日時
平成18年3月13日(月)午後2時00分
(2) 場所
田川市大字伊田4395番地
福岡県立大学 講堂管理棟大講義室
(3) 提出方法
直接(1)の日に持参すること。
- 10 開札の日時及び場所
入札終了後直ちに9の(2)の場所において行う。
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をしたものは、これに加わることができない。
(1) 金額の記載がない入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
(4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
(5) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
(7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 落札決定した者は契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続きの停止等
 特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府特定調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 Medical, physics and chemistry machines and tools (2) 16 items
- (2) Delivery period : Untill 31 March 2006 from a day of contract
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural University
- (4) Time limit for tender : 2 : 00 PM, 13 March 2006
- (5) Contact point for the Notice : General Affairs Center Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen Hakataku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
 Tel : 092-643-3092

教育委員会

福岡県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、博物館登録事項を

変更したので、次のように告示する。

平成18年2月1日

福岡県教育委員会

| | 施設名 | 所在地 | 設置者 |
|-----|-----------------------|--------------------|-----|
| 変更前 | 田川市石炭資料館 及び産業ふれあい館 | 福岡県田川市大字伊田2734番地の1 | 田川市 |
| 変更後 | 田川市石炭・歴史博物館 | 同上 | 同上 |

公安委員会

福岡県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年2月1日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|---------------------------------|---|-------------------------------------|
| 平成18年3月6日（月）から 同年3月9日（木）までの間 | 午前9時30分から 午後4時35分まで （最終日は、概ね 午後1時ころまで ） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

- 3 受講定員
60名（1講習30名とし、2講習実施）
- 4 受講対象者
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を所持する者とする。
- 5 受講申込みに必要な書類
(1) 受講申込書1通（講習規則別記様式第1号）
(2) 旧資格者証の写し
- 6 受講申込手続等
(1) 受付期間
平成18年2月6日（月）から同年2月17日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く）の午前10時から午後5時までの間
(2) 受講受付については、受講申込みに必要な書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき受講者1人まで有効とする。また、受講申込み者が他の代理人を兼ねることはできない。）。
(3) 受付期間は、前記6(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受付人員が予定の60名となったときは、受け付けを締め切ることとする。
(4) 講習受講手数料
法第2条第1項第1号に係る警備業務
23,000円（受講受付時、福岡県領収証紙により納付すること。）
- 7 受付場所
福岡県警察警備員教育センター
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
- 8 その他
(1) 受講者は、講習期間中、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し、講習教本を必ず持参すること。
(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署

、福岡県警察本部生活安全総務課（電話092（641）4141内線3033、3036）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第5号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条の第1項の規定により公告します。

平成18年2月1日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田中康順

| 銘柄 | 券面金額 | 証券番号 | 償還期日 | 償還額（千円） |
|---------------------|-------|------------------------------------|------------|-----------|
| 第96回福岡北九州 高速道路債券 | 100万円 | 28,699 ～ 28,851 29,893 ～ 30,780 | 平成18年2月28日 | 1,041,000 |

福岡北九州高速道路公社公告第6号

当社が所有している財産（土地）を一般競争入札により次のとおり売却することを公告します。

平成18年2月1日

福岡北九州高速道路公社理事長 田中康順

- 1 入札参加者の資格
次の者は入札に参加できません。
- イ 成年被後見人
 - ロ 被保佐人
 - ハ 被補助人
 - ニ 未成年者
 - ホ 破産者で復権を得ていない者

2 売却物件（土地）、現地説明会の日時、入札日時及び入札場所

| | |
|---------|---|
| 所在及び地番 | 福津市花見ヶ丘一丁目192番1 |
| 地目 | 宅地 |
| 地積 | 1,869.54平方メートル（公簿） 1,869.59平方メートル（実測） |
| 参考価格 | 88,000,000円 |
| 現地説明会日時 | 平成18年2月24日（金）午後2時から現地にて |
| 入札日時・場所 | 平成18年3月3日（金）午前10時30分から受付 午前11時から入札開始 福岡北九州高速道路公社本館1階入札室 |

3 改札日時

開札は入札後直ちに行います。

4 入札案内及び売買契約条項を示す場所

福岡北九州高速道路公社総務課総務係（092-631-3282）

5 売買契約の締結日

落札決定の場合、落札決定の翌日から起算して七日以内に契約書を取り交わします。

6 条件

イ 落札者は売買契約締結後、当該契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に使用することはできません。

ロ 落札者は売買物件を暴力団関連施設及びその他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に使用することはできません。

7 売買物件の所有権移転

売買代金が完納されたことを確認した後に、落札者の請求により、公社が登記の手続を行います。

8 売買物件の引渡し

売買物件の引渡しは現状のままとします。

9 入札参加に必要なもの

イ 第1項に該当しないことの誓約書（法人は商業登記簿謄本）

ロ 他人の代理人として入札に参加する者は、委任状及び委任者の印鑑証明書

ハ 共有名義への所有権移転を希望する場合は、共有に関する申出書、他の共有希望者の委任状及び印鑑証明書

ホ 印鑑

10 その他の事項

イ 入札参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

ロ 現地説明に不参加の方が入札に参加された場合、現地説明における各種説明事項については既に了知されているものとみなします。

ハ 入札結果（落札価格、落札者名等）の問い合わせがあった場合は、情報の提供を行うことがあります。

ニ 参考価格は、近隣の取引事例などにに基づき算出したもので、入札の参考にしていただく価格です。

正 誤

| 発行年月日 | 公報 番号 | 種類 | 同上 番号 | ページ | 欄 | | 行 | 備 考 | 正 | 誤 |
|----------|----------|-----|----------|-----|---|---|-----------|-----|-------------|-------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | |
| 17・12・14 | 2473 | 告 示 | 2423 | 10 | ○ | | 後ろから 7 | | ○ 甘水字一ノ谷 | 水字一ノ谷 |

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)